

いつもお世話になっております。緊急事態宣言がようやく解除され、色々な規制も少しずつですが、出張などが増え始め、さらには、海外にいかないといけないという方もいらっしゃると思います。今回は、海外渡航者が多い、アメリカ、ロシアの現地渡航の情報及び帰国後の隔離について、ご案内させていただきます。

入国情報 ＜アメリカ＞



■必要なもの

ビザ又はESTA、PCR検査陰性証明書、宣誓書、航空券 ※州により特別で必要になるものあり

入国時、ESTA並びに有効なビザを持っている方のみ入国可能で、日本国籍の方で、短期商用の渡航であれば、ESTAで現在対応可能です。※ビザ申請は時間がかかります。加えて出国前72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明書の提示が義務づけられています。また、出国時には「要件を満たす陰性証明を取得したこと」または「COVID-19から治癒し、渡航に支障がないと診断されたこと」の宣誓を行った宣誓書を搭乗前に航空会社に提出する必要があります。現地での自主隔離ですが、ワクチン接種完了者とワクチン接種未完了者で隔離期間が変わります。ただ、現在ワクチン接種の完了書類の各国間での共通フォーマットがない為、外国籍の方に関して、ワクチン接種未完了者としての対応となります。未完了者は、10日間の自主隔離となります。入国後3～5日以内に検査を受けるとともに、陰性であれば、隔離期間が7日間となります。マスク着用に関しまして、州により違いがありますが、着用をオススメします。

＜ロシア＞



■必要なもの

ビザ、PCR検査陰性証明書、ロシアへ飛行機で入る為の申請書、航空券

入国時、必ずビザが必要です。入国の際に提示します。コロナウィルスの影響で電子ビザ(Eビザ)停止中ですので、お早めの準備が必要です。また出国前72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明書の提示が義務づけられています。加えて、ロシア到着前に飛行機内でロシアへ飛行機で入る為の申請書の記入が必要となります。事前準備も可能でロシア語又は英語で記入が必要となります。こちらも入国時に、PCR検査の陰性証明書と共に提出します。またレアケースとして、入国する外国人に対しては、無作為抽出による新型コロナウイルス検査が導入されている為、空港係員の指示に従い、検査を受ける可能性もございます。現地での自主隔離についてですが、ビジネス出張者などに関しまして、実施義務はありませんので、入国後直ぐにお仕事で動く事が可能です。ロシア国内でもマスクなど着用する方も多く、ソーシャルディスタンスの確保が求められています。

帰国後情報



■必要なもの

PCR検査陰性証明書、宣誓書、アプリダウンロード、航空券

- 帰国時には、滞在国内・地域に関係なく出国前72時間以内に検査を受けた、新型コロナウイルス陰性の検査証明書の提出が必要です。
- 証明書は、原則として厚生労働省の所定フォーマットを使用下さい。※例外もあり
- 検査方法及び採取方法も指定外のものと、上陸が認められませんので、お気をつけください。
- **有効な検査方法**: real time RT-PCR法、LAMP法、TMA法、TRC法、Smart Amp法、NEAR法、次世代シーケンス方法、抗原定量検査
- **採取方法**: 鼻咽頭ぬぐい、唾液、鼻咽頭ぬぐいと咽頭ぬぐいの混合
- 加えて入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅または宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所などから位置情報の提示を求められた場合には、応ずることなどについて誓約し、誓約書の提出を求められます。
- **※誓約書に関しまして、基本的に帰国時の機内で配られます。**
- **不安な方厚生労働省のホームページより事前に印刷して、ご準備下さい。**
- また日本入国後14日間、自宅やホテルなどでの確実な待機実施のため、お持ちのスマートフォンに厚生労働省指定のアプリをインストールしていただく必要があります。アプリを利用できるスマートフォンを所持していない場合は、検査法にもとづき、スマートフォンをレンタルすることが求められます。
- 帰国した空港で、新型コロナウイルス検査が実施されます。
- 検査結果が出るまで、空港でお待ち頂きます。
- その検査が陽性だった場合、保険所の指示にお従いください。
- 陰性だった場合、自主隔離へと移行しますが、14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅または宿泊施設での待機となる為、専用の移動手段(レンタカー、ハイヤー等)、隔離施設などの準備が必要です。弊社で対応できますので、ご相談下さい。
- 上記14日間隔離に関しまして、厚生労働所検疫局から、有効なワクチン接種証明書を保持している方で、10日目以降に自主検査し、陰性結果を入国者健康確認センターに届出をした場合に、待機終了のお知らせにより待機期間短縮なども可能です。
- 情報詳細につきましては、厚生労働及び外務省海外安全ホームページをご確認下さい。
- **★厚生労働省**
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
- **★外務省**
- <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- **※すべて現時点での情報となり、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は流動的ですので、本情報の内容から更に変更されている可能性もありますので、ご了承下さい。**

その他の国に関しても情報が日々変化しております。下記からお問合せ下さいませ！！